

令和8年度版

千曲市公共施設個別施設計画

集会施設編②

(人権・男女共同参画課所管施設)



令和8年3月
長野県千曲市

— 目 次 —

1. 計画策定の背景、目的と位置付け	
(1) 計画策定の背景と目的	1
(2) 計画の位置付け	1
2. 計画対象施設、計画期間	
(1) 対象施設	2
(2) 計画期間	2
3. 計画対象施設を取り巻く現状と課題	2
4. 対策の優先順位の考え方と施設評価	3
5. 個別施設の状態等（基礎調査）	
(1) 劣化度・老朽化度調査・結果	4
6. 対策内容と実施時期（実施計画）	
(1) 再配置に関する基本方針	5
(2) 保全に関する基本方針	5
(3) 工程表	5
(4) 対策費用	5
7. 今後の対応方針と本計画の実現に向けて	6

1. 計画策定の背景、目的と位置付け

(1) 計画策定の背景と目的

公共施設等の長寿命化対策については、平成 25 年 11 月に国において「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成 26 年 4 月に地方公共団体においても公共施設等総合管理計画を策定するよう求められました。

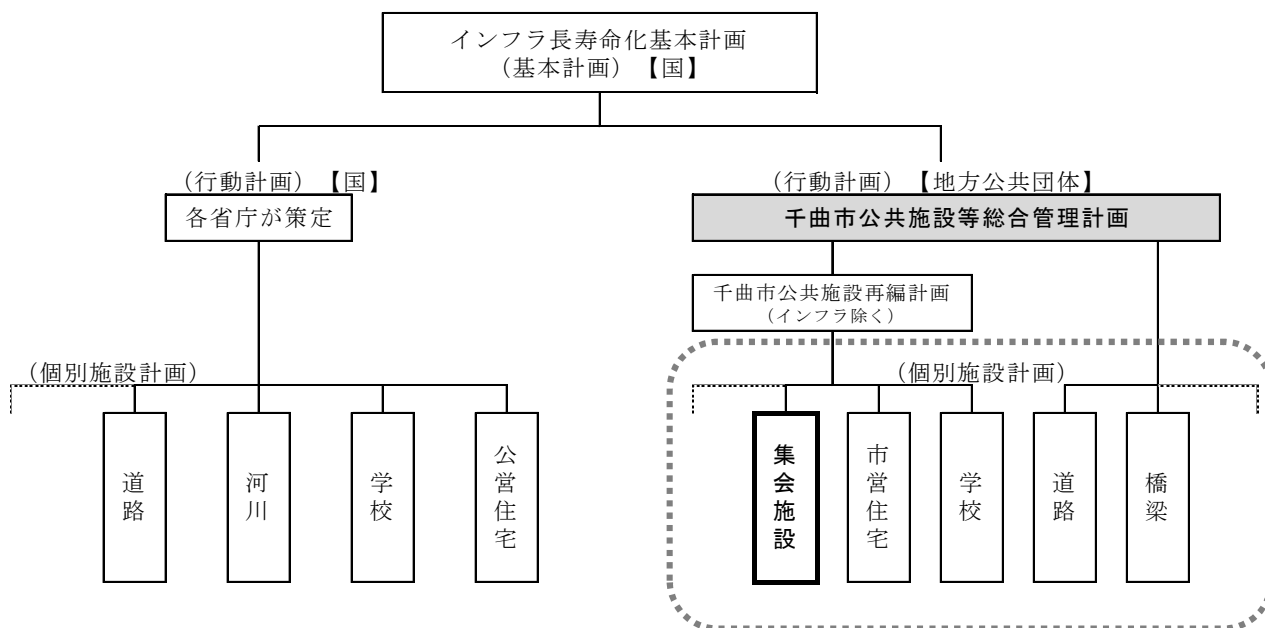
本市においても、公共施設等の総合的かつ計画的な施設の維持管理を進めるうえでの基本的な方針として「千曲市公共施設等総合管理計画」を平成 28 年 3 月に策定しました。

「千曲市公共施設個別施設計画 集会施設編②」は、「千曲市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、個別施設ごとの維持管理・更新等の対策の内容や実施時期などをまとめた計画として策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえ、本市における公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針として策定した「千曲市公共施設等総合管理計画」を最上位計画とし、総合管理計画と本計画とを橋渡しする「千曲市公共施設再編計画」を上位計画とします。

本計画は長期的な視点をもって、施設ごとの更新・長寿命化の具体的な対応方針を定め、適正化を図るものです。



2. 計画対象施設、計画期間

(1) 対象施設

本計画は、本市が所有する公共施設のうち、以下の集会施設を対象とします。

No.	施設名	建築年月	経過年数	耐用年数	主構造		
1	人権ふれあいセンター	S63(1988).3	38年	38年	S		
2	大宮集会所	S48(1973).12	52年	24年	W		
3	上山田集会所	集会所	S53(1978).1	48年	38年	S	229.59
		力石農機具置場	S53(1978).2	48年	31年	S	49.76
4	志川集会所	S57(1982).3	44年	24年	W	99.75	

※経過年数…令和8年4月1日現在

※耐用年数…「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き(平成26年9月30日 総務省事務連絡)別紙3」及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」により設定

※主たる構造…S：鉄骨造、W：木造



(2) 計画期間

本計画の期間は、令和3(2021)年4月から令和13(2031)年3月までの10年間とします。

3. 計画対象施設を取り巻く現状と課題

【人権ふれあいセンター】

本施設は社会福祉法に基づく人権啓発や社会福祉向上のための、地域住民の活動の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして利用されています。

主に貸館業務、相談業務の他に、サークル団体による活動も盛んに行われているほか、自主事業である「人権ふれあいフェスティバル」や「ふれあいセミナー」も開催しており、毎年大勢の市民が参加して、人権について改めて学ぶ機会を提供しています。

近年では、国際化、情報化、少子高齢化などの進展により、様々な人権課題が生じている状況であり、一人一人が人権問題を主体的に受け止め、正しい知識と理解が求められています。その

ため、本施設を中心とした社会福祉の向上、人権啓発、教育への取り組みが重要となります。

《人権ふれあいセンターの利用状況》

年度	開館日数	利用日数	延べ利用件数	延べ利用者数
H28	344日	320日	402件	5,675人
H29	344日	320日	465件	6,636人
H30	344日	320日	501件	6,462人
R1	344日	320日	397件	5,013人

年度	開館日数	利用日数	延べ利用件数	延べ利用者数
R2	344日	320日	346件	3,534人
R3	344日	320日	280件	3,151人
R4	344日	320日	302件	3,148人
R5	344日	320日	367件	4,046人

【大宮集会所・上山田集会所・志川集会所】

大宮集会所、上山田集会所、志川集会所は国の同和対策事業特別措置法による社会福祉の増進を図ることを目的に建設され、同和問題の解決に向けた活動と地域活動に利用されていましたが、その後、特別措置法は廃止となり、現在では地域住民が利用する施設となっています。

同和問題をはじめとした様々な人権課題がある中で、問題解決に向けた活動の役割は「人権ふれあいセンター」が担っており、人権施設としての利用はなくなっている状況です。

《各施設の修繕状況》

年度	施設名	修繕費	修繕内容
H28	人権ふれあいセンター	226,800円	給水機漏水、トイレ換気扇、暖房機修繕
H29	人権ふれあいセンター	569,268円	トイレ改修
	上山田集会所	60,048円	網戸引替
H30	人権ふれあいセンター	64,044円	雨漏り、照明器具、天井ボード、クロス張替え等
R2	人権ふれあいセンター	122,980円	雨漏り、トイレ換気扇、2階湯沸室照明器具取替等
	大宮集会所	99,616円	軒トヨ設置
R3	人権ふれあいセンター	217,330円	外壁コーティング、受信用予備電源交換、誘導灯等
	上山田集会所	93,580円	玄関外、障子、防火カーテン設置、玄関袖パネル等
R4	人権ふれあいセンター	95,664円	デジタル印刷機部品交換、会議室カーテン取換等
	上山田集会所	100,540円	屋根板金改修、誘導灯
R5	人権ふれあいセンター	387,742円	湯沸器部品交換、カーテン、タイルカーペット取替
R6	人権ふれあいセンター	325,247円	ブラインド、

4. 対策の優先順位の考え方と施設評価

【人権ふれあいセンター】

本施設は人権集会施設の機能を持つ市内唯一の拠点施設です。大勢の市民が利用する利用率が高い施設のため、利用者の安全面を最優先に考え、建物の経過年数、劣化状況等を調査するとともに施設の状態を評価し、不具合や危険箇所の早期発見に努め、適切な維持管理を実施していきます。

【大宮集会所・上山田集会所・志川集会所】

いずれの施設も築40年以上が経過し老朽化がかなり進んでいます。両施設の利用者は地域住民に限られており、人権集会施設としての機能は失われ、地域住民が地元行事などで活用してい

ますので、上位計画の再編の方向性に基づき、集会所の今後について地元と協議を進め、いずれも廃止・除却をします。

また、建物の経過年数、劣化状況を把握しながら、不具合や危険箇所の早期発見に努め、利用者の安全を確保できるよう地元との連携を継続していきます。

5. 個別施設の状態等（基礎調査）

（1）劣化度・老朽化度調査及び結果

施設状況の的確な把握、改修等の時期を検討するため、目視による施設の劣化状況を調査し、結果をまとめました。

《調査結果》

●人権ふれあいセンター

部 位	所 見
屋根	スレート瓦でメッキ剥がれなどによる劣化があったが、R2 雨漏り改修済。
外壁	数十か所のひび割れがあったが、R3 外壁コーティング修繕済。
内部仕上げ	床、壁クロス、カーペットの劣化があったが、R7 までに張替済。
電気設備	概ね良好である。
機械設備	消防設備点検を年 2 回実施。1 階トイレ換気扇不具合は R2 修繕済。

●大宮集会所

部 位	所 見
屋根	概ね良好である。
外壁	数十か所のひび割れがある。R7 アスベスト調査を実施、建材等にアスベストが使用されていることが判明。 ひび割れ箇所から雨水の染み込みがある。 R7. 4 地震を契機に、建築課の簡易検査を受検（雨宮区長同席）、倒壊危険度が高く、利用者の安全確保のため使用中止とした。（説明会実施）
内部仕上げ	床板の剥がれやゆがみ、畳の劣化がある。
電気設備	良好である。
機械設備	概ね良好である。

●上山田集会所

部 位	所 見
屋根	概ね良好であるが、スレート瓦部分の箇所が劣化してきている。
外壁	1 箇所ひび割れがあったが R4 板金修繕済。R6 アスベスト調査実施済。
内部仕上げ	概ね良好。
電気設備	良好である。
機械設備	消防設備点検を年 2 回実施。概ね良好である。

●志川集会所

部 位	所 見
屋根	概ね良好。
外壁	概ね良好。
内部仕上げ	概ね良好であるが、R元床上浸水時のシミも散見。
電気設備	概ね良好である。
機械設備	なし。

6. 対策内容と実施時期（実施計画）

(1) 再配置に関する基本方針

人権ふれあいセンターは社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設として、地域社会の福祉の増進や住民の生活改善及び向上を図るために設置されました。引き続き人権啓発、教育活動の拠点施設としてこの機能を維持していきます。

また、大宮・上山田・志川集会所は人権集会所としての機能は廃止し、その機能を人権ふれあいセンターに集約することで経費節減を図ります。地元の意向を重視し、きめ細やかな協議を行った結果、集会所はいずれも除却または廃止の方針で進めています。

(2) 保全に関する基本方針

人権ふれあいセンターは築30年が経過し、令和4年度に屋根・外壁・トイレ改修工事を実施しましたが、今後も劣化に伴う不具合が起きる可能性があります。

引き続き施設を維持していくためには利用者の安全確保と適正な維持管理が重要です。今後も施設修繕を計画的に実施しながら長寿命化を進めていきます。

さらに市内各所の人権教育集会所の廃止にともない、人権ふれあいセンターへの利用者数の増加が見込まれるとともに、足腰が不自由な利用者に対応するエレベータ設置のニーズが高まると考えられます。

大宮・上山田・志川集会所は、地元と協議している間は、利用者の安全確保に努めていきます。

(3) 工程表

施設名	建物名	建築年度 経過 年数	耐用 年数 目標使 用年数	計画期間（年度） 上段：対策内容 下段：対策費用（単位：千円）												対策費 用合計	対策により期 待される効果		
				R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030						
人権ふれあいセンター		S62	38	点検・調査	改修														
		38	60	143	25,102													25,245	目標使用年数 までの機能維持
大宮集会所		S48	24	地元調整	地元調整	地元調整	地元調整	地元調整	地元調整	譲渡または 廃止									
		52	-																0
上山田 集会所	集会所	S52	38	地元調整	地元調整	地元調整	調査	地元調整	地元調整	実施設計	除却								
		48	-				495			3,000	30,000							33,495	延床面積縮減
	農機具 置き場	S52	31	地元調整	地元調整	地元調整	地元調整	地元調整	地元調整	除却	除却								
		48	-																0
志川集会所		S57	24							除却									
		44	-							17,248								17,248	目標使用年数 までの機能維持
対策費用合計				143	25,102	0	495	0	0	3,000	30,000	0	0	0	0	0	0	58,740	

※令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）は決算額、令和7年度（2025年度）は決算見込額、令和8年度（2026年度）は予算額、令和9年度（2027年度）以降は計画（概算）額

(4) 対策費用 (R3～R6:決算額、R7:決算見込額、R8:当初予算額、R9以降:概算額)

上山田・志川集会所は、地元と協議を進めた結果、上山田集会所はR9(2027)、志川集会所はR8(2026)に除却する方針としました。大宮集会所は引き続き地元との協議を進めていきます。

【人権ふれあいセンター】

R3(2021)年度:143千円 アスベスト調査

R4(2022)年度:25,102千円 屋根・外壁・トイレ改修工事

【上山田集会所】

R6(2024)年度:495千円 アスベスト調査

R9(2027)年度:3,000千円 除却工事実施設計

R10(2028)年度:30,000千円 除却工事

【志川集会所】

R8(2026)年度:17,248千円 除却工事

7. 除却(廃止)する施設の跡地利用

(1) 跡地利用の基本方針

千曲市公共施設等総合管理計画では、保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針を「所管課において不要となった財産の情報は『千曲市公共施設等総合管理計画推進本部』において情報共有するとともに、今後の対応を協議します。今後の利用予定がなく、用途廃止した施設は、遊休化させることなく除却し、土地の利活用を検討します。利用予定のない土地は、貸付や『千曲市普通財産売却事務取扱要綱』により売却を進めます」としています。

このことから、跡地利用の優先順位は、①市における利活用、②公共的な需要を満たす民間事業者や地元区による利用、③売却を原則とし、市における利活用の予定のない土地の有効活用を進め、定住人口・税収増加に繋がります。

(2) 対象施設と跡地利用計画

令和12(2030)年度までに除却する予定の以下の施設を対象とします。跡地利用計画については、地元要望、議会や行政改革推進委員会からの意見を踏まえ、千曲市公共施設等総合管理計画推進本部において検討した結果、以下のとおりとしました。

施設名	除却予定年度	跡地利用開始予定年度	所在地	敷地公簿面積(m ²)	跡地利用計画
志川集会所	R8(2026)	R9(2027)	八幡 2505-1 2506-5	938.37	・地元区のごみ収集用地として利用。

8. 今後の対応方針と本計画の実現に向けて

本計画の進行管理は、所管課である人権・男女共同参画課が行います。

人権・男女共同参画課は、各人権集会施設における利用者等の状況、施設の需要見込み等把握するとともに、施設の保全に関する本計画の進行を図っていきます。

また、改訂に関しては、各施設の定期的な点検結果や利用者の状況等に応じ対応していくほか、「千曲市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りつつ、国の動向等社会情勢の変化を把握しながら5年ごとに見直しを行います。更に工程表は、計画の実現性を高めるため、毎年度ローリングします。

年度毎の取組状況は、千曲市公共施設等総合管理計画推進本部において点検し、議会へ報告するとともにホームページ等で公表します。

千曲市公共施設個別施設計画 集会施設編②

令和3年3月策定（毎年度更新）

千曲市総務部財政課

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

TEL 026-273-1111(代) FAX 026-273-1004

E-mail : zaiseika@city.chikuma.lg.jp

（本計画を策定した課・施設所管課）

千曲市こども・教育部 人権・男女共同参画課